

道路資産評価・会計基準検討会において検討された道路資産等の評価方針及び高速道路事業の会計基準等の骨子の概要について

・検討会の設置

- ・委員長：黒川行治 慶應大学商学部教授（外、委員5名）
- ・設立：平成16年1月29日（第1回：大臣出席）
- ・開催：検討会 10回（公開）
ワーキンググループ 26回（議事メモを公開）
視察 3回（四公団すべて）

・骨子の概要

1. 適用範囲

- ・開始貸借対照表の作成における資産、負債及び資本の評価方針
- ・機構と会社の高速道路事業に関する会計基準及び会計情報の開示に関する重要な方針

2. 基本的な方針

- ・資産評価：時価評価（施行法第15条第3項）
再調達原価方式（償却後再調達原価）
- ・負債・資本の評価：簿価評価
- ・機構・会社の会計基準：独立行政法人会計基準及び企業会計基準に準拠

3. 道路資産評価

(1) 償却資産（構造物）

- ・時価評価の方法は再調達原価方式とし、推定方式として道路公団は標準的単金方式、首都公団、阪神公団及び本四公団はデフレーター調整方式。
収益還元（DCF）方式については原価情報を重視する観点から採用しない。
- ・補償費は、固定資産の取得に要する直接付随費用として原価算入。
- ・償却資産に係る建設中の金利は原価算入。ただし、高速自動車国道に関するものについては原価算入せず、期間費用処理。

(2) 非償却資産（土地）

- ・時価評価の方法は再調達原価方式とし、鑑定評価に準じた方式。
価格水準的に類似している土地毎に鑑定評価手法を適用して標準価格を求め、それに実際面積を乗じる方式。
- ・補償費は、固定資産の取得に要する直接付随費用として原価算入。
- ・非償却資産に係る建設中の金利は原価算入せず、期間費用処理。
土地は減価償却しないことから費用回収できないため。

(3) 資産へ原価算入する項目

- ・調査費、測量費、施工管理委託費、用地事務委託費、機械器具費、労務費等。
原価計算基準に従って償却資産・非償却資産ごとに算入。
- ・改築・改良工事の他、修繕工事の中で機能向上を伴うものについては資産として原価算入。

(4) 減価償却方法

- ・耐用年数は経験・科学的な知見に基づく物理的寿命を基本。
1) 土工 (70年：鉄道業用) 2) 遮音壁 (18年：更新実績)
3) 本四・長大橋 (100年：予防保全的管理)
- ・減価償却方法は定額法
- ・残存価額は償却前再調達原価の10% (本四・長大橋については撤去費用などを勘案し、残存価額はゼロ)

4. 道路資産以外の資産評価

- ・庁舎、事務所、宿舍等については鑑定評価又は鑑定評価に準じた評価。
- ・SA/PAの土地については収益還元法による収益価格を標準とした評価。

5. 負債・資本の評価

- ・借入金・債券については簿価評価。
- ・償還準備金、道路事業損失補てん引当金については開始B/Sには計上しない。

6. 道路資産の貸付に関する会計処理

- ・機構と会社のリース取引はオペレーティング・リースと位置付ける。

7. 民営化後の会計基準の重要な方針

- ・道路資産の原価算入項目は直接工事費、用地費、補償費、建設中金利、原価計算基準により原価算入することが認められた間接費。
- ・道路資産が機構に帰属した時点で、建設中金利については、開始貸借対照表作成時と同様の考え方により処理 (供用開始前の建設費等も想定して料金設定を行った場合には資産額から控除して費用処理)。
- ・会社は企業会計諸基準に基づき減損会計を適用 (機構については独法会計基準の取扱いに準拠)

8. 情報の開示の重要な方針

- ・これまで道路関係四公団が開示してきた内容以上の情報を公表
- ・機構の財務諸表は1つとし、セグメント情報 (部分的情報) として、会

社毎、さらに、旧道路公団系3社については、高速自動車国道・一般有料道路毎に区分し、事業損益、資産額、債務額等を公表。

- ・ 機構においては、財務諸表以外の情報として、路線別の道路資産額、貸付料の徴収状況、返済計画と実績の対比等を公表。
- ・ 会社においては、財務諸表以外の情報として、コスト削減計画とその実施状況、路線別の収入と管理費、年度毎の維持管理計画、子会社・関連会社等の経営に関する情報等を公表。